

社 援 発 0 3 2 9 第 8 7 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正及び
「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の改正について

今般、保険会社等で実施されている統合的リスク管理に関する規定を始め、その他所要の規定を整備するため、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号本職通知）の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添1、「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号本職通知）の別添「共済検査マニュアル（共済事業実施組合に係る検査マニュアル）」を別添2のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。